



事業主証明書廃止で会社員が iDeCo に加入しやすくなります

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

企業型確定拠出年金と iDeCo の併用

【2022 年 9 月以前】

企業型確定拠出年金と iDeCo が併用できる条件は、マッチング拠出(企業型確定拠出年金の事業主の掛金に従業員が上乘せして掛金を拠出することができる制度)の実施がなく、以下 2 つの条件を満たしている場合のみとなっていました。

- ① iDeCo との併用を認める **企業型確定拠出年金の規約があること**。
- ② 企業型確定拠出年金の掛金を **55,000 円から 35,000 円に引き下げている**。

【2022 年 10 月以降】

企業型確定拠出年金の規約や事業主掛金の上限の引き下げがなくても、**月額 55,000 円から各月の事業主掛金を控除した残り余りの範囲内(月額 20,000 円を上限)**で iDeCo の掛金を毎月拠出できます。

またマッチング拠出可能な企業型確定拠出年金加入者については「**マッチング拠出**」か「**iDeCo 加入か**」のどちらかの選択が可能になります。

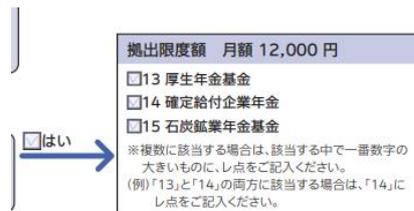
【2024 年 12 月以降】

確定給付企業年金等の他制度に加入している場合 2024 年 11 月以前は **月額 27,500 円から各月の事業主掛金を控除した残り余りの範囲内(月額 12,000 円を上限)**で iDeCo の掛金を毎月拠出でしたが、12 月以降は **月額 55,000 円から各月の事業主の拠出額(各月の企業型 DC の事業主掛金額+DB 等の他制度掛金相当)を控除した残り余りの範囲内(月額 20,000 円を上限)**で iDeCo の掛金を毎月拠出できます。

iDeCo 加入時等の事業主証明書の廃止

会社員が iDeCo へ加入する際は、事業主証明書を添付することが必須でした。その理由は会社員の場合 **公的年金以外に企業年金の有無に**

よって **掛金上限金額が変わってくる**からです。iDeCo を実施している国民年金基金連合会(以下国基連)では申込者の企業年金等の加入データがないため勤務先担当者が記入した **事業主証明書で公的年金以外の他年金情報を確認し掛金上限額を判断**していました。これは余談なのですが国基連は証明書に記入されている情報で上限額を判断するのですが、本当は厚生年金のみで企業年金無しなのに誤って企業年金である厚生年金基金にチェックを入れてしまい本来ならば上限金額 23,000 円なのに 12,000 円と判断されるケースがありました(以下見本参照)。



上記のような紙での管理解消のため企業年金連合会において整備する「**企業年金プラットフォーム**」と企業型記録関連運営管理機関(企業型 RK)を通じた国基連との情報連携が 2022 年 10 月より開始されました。DB 等の他制度を実施する事業主・基金・受託機関については、2024 年 12 月から国基連との情報連携が開始されます。

企業年金プラットフォームを通じて iDeCo 加入者の他年金情報を国基連側で管理できるようになったため、従業員の iDeCo 加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する **事業主証明書の発行は 2024 年 12 月から廃止**します。

事業主証明書の添付不要によって iDeCo 加入へのハードルが下がったと考えられます。今まで事業主証明を勤務先担当者に書いてもらうことが面倒くさいと考え iDeCo 加入を断念される方もこの改正で iDeCo 加入を検討するのではと思います。